

証券コード：8894  
2023年1月12日

株 主 各 位

山口県下関市細江町2丁目2番1号  
**株式会社 REVOLUTION**  
代表取締役社長 ジョン・フー

## 第1回B種種類株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第1回B種種類株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、極力、書面により議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、本種類株主総会の日時の直前の営業時間の終了時である2023年1月26日（木曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2023年1月27日（金曜日）午前11時00分  
（A種種類株主様による種類株主総会終了後）
2. 場 所 山口県下関市南部町31番2号  
下関グランドホテル2階 飛翔の間
3. 目的事項

【第1回B種種類株主様による種類株主総会】

決 議 事 項 議案 定款の一部変更の件

以 上

- 
- ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応としてアルコール消毒及びマスク着用のご協力をお願いいたします。
  - ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産の配付を取りやめております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
  - 以下については当社ウェブサイト（<https://revolution.co.jp/>）に掲載させていただきます。
    - ・株主総会参考書類の内容に修正すべき事項が生じた場合
    - ・株主総会の運営に大きな変更が生じた場合
    - ・本株主総会に係る決議通知（郵送による通知はございませんのでご了承ください。）

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議案 定款の一部変更の件

##### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（2019年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

なお、本議案は会社法第322条第1項第1号に定める定款変更となりますので、本種類株主総会によるご承認に加えて、第37回定時株主総会、普通株主様及びA種種類株主様による各種類株主総会において承認されることが条件となります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(種類株主総会)</p> <p>第10条の5 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>2. 第13条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. ～4. (条文省略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第10条の11 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、各B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>2. 第13条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. ～4. (条文省略)</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第10条の5 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>2. 第13条、<u>第15条</u>及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. ～4. (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第10条の11 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、各B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>2. 第13条、<u>第15条</u>及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. ～4. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="120 175 504 197"><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p data-bbox="107 207 542 358"><u>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p data-bbox="277 399 369 421">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="277 750 369 772">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="736 144 817 166">変更案</p> <p data-bbox="736 175 826 197">&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="577 399 768 421"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="564 429 1001 550"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="564 558 1001 709"><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="577 750 656 772"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="564 781 1001 965"><u>1. 定款第15条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="564 974 1001 1064"><u>2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上

## 株主総会会場ご案内略図



- 場所 山口県下関市南部町31番2号  
下関グランドホテル 2階 飛翔の間  
新下関駅（新幹線）より車で20分  
下関駅（山陽本線）より車で5分  
下関I.C.より車で15分  
門司港栈橋より関門連絡船で7分

※駐車場につきましては、しものせき水族館海響館前にあります立体駐車場みらいパークをご利用ください。本駐車場に限り駐車券をご用意いたします。